

## 議第15号 第5次沼津市総合計画基本構想の策定



第5次沼津市総合計画基本構想は、令和3年度からの10年間を計画期間として、まちづくりに取り組む上での基本理念や本市が目指すべき将来都市像などを示したものです。

本市では、この基本構想の策定等の際には議会の議決が必要であると定めているため、特別委員会を設置して審査を行いました。

### 第5次沼津市総合計画基本構想特別委員会

委員長	加藤 明子	副委員長	尾藤 正弘
委員	平野 謙	委員	久保田吉光
委員	山下富美子	委員	長田 吉信
委員	渡部一二実	委員	浅原 和美
委員	川口 三男		



▲まちづくりの基本理念

人・まち・自然が調和し、躍動するまち  
～誇り高い沼津を目指して～

▲目指す将来都市像

### 特別委員会で交わされた主な質疑

**問** 第5次沼津市総合計画で規定するまちづくりの方向性を市民と行政がどのように共有するのか。

**答** 沼津市総合計画審議会において、本市が目指すまちづくりを児童生徒を含む幅広い世代の市民に伝えていくことが大切との意見もあったことから、市民協働のまちづくりを推進していくため、本計画の概要版を作成し、出前講座で説明するほか、学校教材としての活用の可能性を検討していく。

**問** 第5次沼津市総合計画の特徴として掲げている「少子高齢化、人口減少社会に対応する計画」とは具体的にどのようなものを指すのか。

**答** 人口が減少しても快適で安心な生活を維持してい

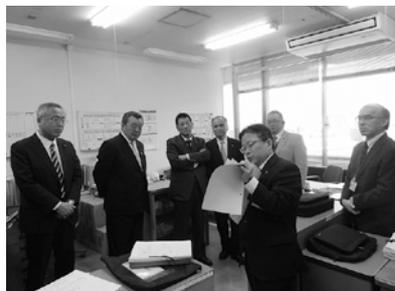
くことが重要と考えていることから、市民と行政がまちづくりの主役となって相互に連携を深め、既存ストックや経営資源の活用を図ることにより、持続可能なまちづくりを目指すものである。

**問** 将来都市像の中で掲げる「躍動するまち」とはどのようなまちを指すのか。

**答** 鉄道高架事業の進展など、本市の魅力を高める都市基盤整備が目に見える形で着々と進むまちの姿を指すとともに、本市ならではの魅力を生かしたイベントや新たな取組にチャレンジする機会を創出することによって、市民が自主的に参加し、生き生きと活動する姿を指すものである。

## 公契約関係競売入札妨害等事件に係る再発防止特別委員会

公契約関係競売入札妨害等事件に係る再発防止特別委員会は、職員の逮捕を受けて設置され、事件の再発防止策に関する調査研究を行っています。3月18日に、庁内の関係部署において、契約事務に係る書類回付の流れや今回の事件を受けて改善した点などについて調査を行いました。また、4月15日に、これまで委員会において検討してきた再発防止策に関する申入書を議長から市長へ提出しました。引き続き、再発防止の取組に関する調査研究を行っていきます。



市長へ申入書を提出する議長と特別委員会委員長・副委員長▶

◀書類回付の流れについて説明を受ける特別委員会委員

